

町 会 会 則

- 第1条 本町会は、美女木 3 丁目町会と称し、事務所を会館内に置く。
- 第2条 本町会は、戸田市役所及び、関係機関と緊密なる連絡のもと社会福祉の増進と町民相互の親睦を図ると共に、地域発展に寄与することをもって目標とする。
- 第3条 本町会は、美女木 3 丁目地区内に移住する、世帯主をもって正会員とし、事業所のみ有するものをもって賛助会員とする。
- 第4条 本町会の全区域を適当に分割し、班を設ける。
- 第5条 本町会に次の役員を置き、任期は2ヵ年とする。(再任は妨げない)
- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1. | 町会長 | 1名 | 副町会長 | 2名 |
| 2. | 班長 | 若干名 | | |
| 3. | 会計 | 2名 | 会計監査 | 1名 |
| 4. | 顧問理事 | 若干名 | | |
- 第6条 本町会の会長、副会長、会計、会計監査は役員会が会員の中から推薦し、総会において選任される。
- 第7条 本町会の班長は、班毎に選出し町会長が委嘱する。
- 第8条 顧問・理事は会長が推薦する。
- 第9条 町会長は町会を代表し、会務进行处理する。
- 第10条 会計は町会の会計を司る。
- 第11条 会計監査は会計を監査し総会に報告する。
- 第12条 班長は各班内を統括し町会長の指示を受け、会務諸般の事項进行处理する。
- 第13条 顧問は、重要事項について町会長の諮問に応じる。
- 第14条 本町会は、町会長を補佐する次の部を置く。
- | | |
|----|-------------------------|
| 1. | 総務部 ・ 庶務企画、社会教育 |
| 2. | 衛生部 ・ 保健衛生 |
| 3. | 防災部 ・ 防犯、防災、水害、交通災害等の活動 |
| 4. | 厚生部 ・ 文化、体育、健全娯楽 |
- 第15条 総会は通常年 1 回とし、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。
- 第16条 理事会は年 3 回とし、会員の 3 分の 1 以上の希望条件、及び会長が必要と認める事項がある時は理事会を招集し多数決に依り決定する。
- 第17条 総会に付議する事項
- | | |
|----|----------------|
| 1. | 規約の改正 |
| 2. | 町会の決算及び事業報告 |
| 3. | 町会の予算及び事業計画 |
| 4. | 役員選任 |
| 5. | 町会費の財課徴収に関する事項 |
- 第18条 会費は 1 カ月、正会員 200 円、賛助会員 1 口 500 円とする。
(正会員新加入者は加入金として金 1,000 円)
会費徴収は年 1 回又は 2 回とする。
- 第19条 会館使用徴収規定は別に定める。
- 附 則 平成 6 年 4 月改正
平成 16 年 4 月改正
令和 5 年 4 月改正